

③ 年次有給休暇取得理由別取得日数

(%)

区分	取得した	取得日数								
		合計	3日未満	3～5日未満	5～7日未満	7～10日未満	10～15日未満	15～30日未満	30日以上	無回答
合計	100.0									
子ども（小学校入学前）の病気	65.0	100.0	23.0	19.1	17.5	16.2	17.0	6.6	0.7	-
子ども（小学校1～3年生）の病気	9.4	100.0	57.3	24.8	10.3	4.3	2.6	0.9	-	-
子ども（小学校4年生以上）の病気	6.1	100.0	65.8	26.3	7.9	-	-	-	-	-
保育所、幼稚園の行事	42.8	100.0	49.9	28.9	13.7	4.9	2.4	-	-	0.2
小学校1～3年生の子どもの学校の行事	14.2	100.0	37.9	31.6	20.9	7.3	2.3	-	-	-
小学校4年生以上の子どもの学校の行事	10.5	100.0	38.9	26.0	14.5	12.2	7.6	0.8	-	-
その他育児のため	26.4	100.0	50.6	24.1	10.1	8.2	4.3	1.8	0.9	-
自分の病気	53.3	100.0	54.7	23.0	11.2	4.2	3.6	2.7	0.6	-
冠婚葬祭	12.9	100.0	78.8	11.3	6.3	2.5	0.6	-	-	0.6
休養・レクリエーション、その他	68.7	100.0	29.6	24.0	21.7	12.8	8.5	3.0	0.2	-

資料出所 女性労働協会「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査」（平成12年）

(注) 調査対象は、東京・大阪・名古屋の各証券取引所の一部、二部上場企業に勤務する小学校卒業までの子を養育する女性労働者

4 放課後児童クラブの現状

平成16年度概算要求放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

(平成15年度予算) (平成16年度概算要求)
7,432百万円 → 8,722百万円

1 平成16年度概算要求

新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）に基づき、実施か所数の増を図る。

- ・か所数の増 11,600か所 → 12,400か所
- ・放課後特別事業の創設

市町村において、伝統的な遊び（お手玉、あやとりなど）や自然体験等の事業を行うため、登録された地域の人を放課後児童クラブへ派遣する。

実施か所数 430市町村
補助基準額 441千円

2 事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

3 根拠

児童福祉法第6条の2第12項

4 実施主体

市町村、社会福祉法人その他の者

5 実施場所

児童館、学校の余裕教室、団地の集会室など

6 か所数

全 国 13,698か所（10人未満の小規模クラブを含む）
登録児童数 565,764人
（H15.5.1現在：厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ）

7 国庫補助

利用児童数（1クラブ当たり10人以上）、開設日数、開設時間に応じ、事業費に対し定額補助（保護者の一部負担あり）

負担割合 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
指定都市・中核市にあっては国1/3、市2/3

* いわゆる学童保育は、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業である。

○ 児童福祉法

第6条の2第12項

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第21条の26

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

○ 児童福祉法施行令（放課後児童健全育成事業の実施基準）

第1条

児童福祉法第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(抜粋)

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区 分	平成15年	平成14年	増 減
クラブ数	13,698か所	12,782か所	916か所
登録児童数	565,764人	502,041人	63,723人
実施市町村数	2,303	2,149	154

注：昨年、公表した登録児童数に誤謬があったため、計数については、訂正しています。

(参考) 過去5年間の実施か所数と児童数の推移

区 分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
実施か所数(か所)	9,729	10,201	10,994	11,803	12,782
増 減	—	472	793	809	979
児 童 数 (人)	348,543	355,176	392,893	452,135	502,041
増 減	—	6,633	37,717	59,242	49,906

2 実施場所の状況

実施場所	平成15年	平成14年	増 減
学校の余裕教室	3,631(26.5%)	3,300(25.8%)	331
児童館・児童センター	2,443(17.8%)	2,448(19.2%)	△5
学校敷地内専用施設	2,309(16.9%)	2,108(16.5%)	201
民家・アパート	1,044(7.6%)	1,070(8.4%)	△26
公的施設利用	1,268(9.3%)	1,093(8.6%)	175
公有地専用施設	859(6.3%)	866(6.7%)	△7
民有地専用施設	586(4.3%)	563(4.4%)	23
保育所	812(5.9%)	721(5.6%)	91
幼稚園	300(2.2%)	229(1.8%)	71
団地集会室	124(0.9%)	132(1.0%)	△8
商店街空き店舗	20(0.1%)	—	20
その他	302(2.2%)	252(2.0%)	50
計	13,698(100%)	12,782(100%)	916

注1：「商店街空き店舗」は、今年から調査項目に追加したものである。

注2：()内は各年の総数に対する割合である。

3 終了時刻の状況

終了時刻	平成15年	平成14年	増 減
17:00まで	2,681(19.6%)	3,116(24.4%)	△435
17:01～18:00	7,844(57.2%)	7,138(55.8%)	706
18:01～19:00	2,985(21.8%)	2,398(18.8%)	587
19:01以降	188(1.4%)	130(1.0%)	58
計	13,698(100%)	12,782(100%)	916

注：()内は各年の総数に対する割合である。

4 休日等の開館の状況

開館状況	平成15年	平成14年	増 減
土曜日	9,754(71.2%)	9,068(70.9%)	686
日曜日	414(3.0%)	186(1.5%)	228
夏休み等	12,125(88.5%)	11,092(86.8%)	1,033

注：()内は各年の総数に対する割合である。